

農業保険掛金等市町村助成の実施状況

令和8年4月1日現在

支所名	市町村名	事業名	助成内容
津軽支所	青森市	収入保険	保険料の10分の3
	平内町	収入保険	保険料の10%
	蓬田村	収入保険	保険料の20%
	鱒ヶ沢町	果樹共済	掛金の15% (りんご)
		収入保険	保険料の10% (上限10万円)
	深浦町	収入保険	新規加入者=保険料の20% (上限5万円)
	板柳町	果樹共済	掛金の30%総合 (りんご、ぶどう)
		収入保険	新規加入者=保険料の100分の50、継続加入者=保険料の100分の30
鶴田町	果樹共済	掛金の30%総合 (りんご)、掛金の25%総合 (ぶどう)	
	収入保険	新規加入者=保険料の100分の50、継続加入者=保険料の100分の30	
中泊町	収入保険	保険料の10% (上限10万円)	
ひろさき支所	弘前市	収入保険	新規加入者=保険料の30%以内 (R8年度まで)
	黒石市	果樹共済	掛金+賦課金の100分の30 (りんご、ぶどう、もも)
		収入保険	保険料の100分の30
	平川市	果樹共済	掛金+賦課金の20%総合 (りんご)
		収入保険	保険料の30%
	西目屋村	果樹共済	掛金の30%総合 (りんご)
		収入保険	保険料の50%
	藤崎町	果樹共済	掛金+賦課金の30%総合 (R8年度まで、りんご、ぶどう、もも)
		収入保険	保険料の30%
	大鰐町	果樹共済	掛金+賦課金の10%総合 (りんご)
園芸施設共済		掛金+賦課金の25%	
収入保険		保険料+付加保険料の30%	
田舎館村	果樹共済	掛金+賦課金の20%総合 (りんご)	
	園芸施設共済	掛金+賦課金の25%	
	収入保険	保険料の30%	
南部支所	八戸市	収入保険	保険料+付加保険料の1/3 (R9年度まで、1回限り)
	十和田市	収入保険	保険料+賦課金の50% (R8年度まで、1回限り、上限10万円)
	三沢市	収入保険	付加保険料の100% (上限6万円、1回限り)
	むつ市	収入保険	保険料+付加保険料の1/2以内 (上限10万円、1回限り)
	野辺地町	収入保険	新規加入者=保険料の1/2
	七戸町	収入保険	保険料+付加保険料の50% (1回限り)
	横浜町	水稻共済	掛金+賦課金 (上限1万円)
		収入保険	保険料+付加保険料の35%以内
	六ヶ所村	収入保険	保険料+付加保険料の50% (上限50万円)
	おいらせ町	収入保険	保険料+付加保険料の50%以内 (上限10万円、1回限り)
	東通村	収入保険	保険料+付加保険料の1/2以内
	五戸町	収入保険	保険料+付加保険料の50% (R8年度まで、上限50万円)
	田子町	収入保険	1年目 (保険料+付加保険料1/4以内、R9年度まで、上限3万円) 2年目 (保険料+付加保険料3/20以内、R10年度まで、上限2万円)
	南部町	収入保険	保険料の25%以内の額及び付加保険料の合計額と1万5千円のいずれか低い額
	新郷村	収入保険	保険料+付加保険料の25%以内 (上限5万円、1回限り)
階上町	収入保険	保険料の4分の1 (上限6万円、1回限り)	
実施市町村数		収入保険:30 果樹共済:9 水稻共済:1 園芸施設共済:2	

※ カッコ内の年度表記は各市町村の補助事業実施年度を表わしております。詳しくは各市町村へお問い合わせ下さい。